

第6章 保存管理の方向性と方法

第1節 保存管理の基本方針

前章の理念を踏まえて、以下2点を保存管理の基本方針とする。

1 自然の特徴を活かした保存管理を図る

自然は“松島の風景”の基盤であることから、地形や植生などの変容・消失を抑制する。

2 松島らしい暮らしと歴史がつくる風景を育む

松島らしい暮らしと歴史を活かした景観をつくる。

第2節 保存管理の方法

1 保護地区の統合と変更

松島では、自然の特性、土地利用及び景観への影響を考慮して、指定範囲内に特別・第1～3種及び海面という5つの保護地区を設定している。その上で、前計画では人の手の加わり方から第1種保護地区を3地区に、第2種保護地区を2地区に細分し、合計8つの保護地区により保存管理を行ってきた。この細分化による管理は地域の実情に応じたきめ細かな対応を可能としたが、一方で各地区の特徴と意味が分かりづらくなり、煩雑さも招いた。このため、本計画では前計画の保護地区を踏まえて、“松島の風景”を構成する自然、自然とともにある暮らしと歴史、観賞の場のある範囲を捉えなおした。その上で、保護を分かりやすくするため、保護地区を5つに統合した(第6-1表)。統合にあたっては、東日本大震災後の土地利用の実情を踏まえて、一部地域の保護地区も変更した。

5つの保護地区では、自然と、観賞の場のうち四大観周辺、そして瑞巖寺など、“松島の風景”の基盤となる範囲を特別保護地区と第1種保護地区、自然とともにある暮らしと歴史が多くある範囲を第2種保護地区と第3種保護地区、両方の要素がある海を海面保護地区と設定している。

第6-1表 保護地区の新旧対比表

平成22年度設定の保護地区		今回の計画における保護地区
特別保護地区		特別保護地区
第1種保護地区	1 A地区	第1種保護地区
第2種保護地区	2 A地区	
第1種保護地区	1 B地区	第2種保護地区
	1 C地区	
第2種保護地区	2 B地区	
第3種保護地区		第3種保護地区
海面保護地区		海面保護地区